(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二二九三番から同町大字藤寄字杉谷内一七九四番一まで	前	二一・六三～七九・五〇メートル
	後	三七・〇五～一〇〇・一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十六日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十九号、四百三号及び四百五十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市中央区亀田早通字柳田三三五九番四から同市中央区美の里二五六番一二まで	前	五二・六一～二二〇・二〇メートル
	後	五二・八一～二二三・三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
総社市美袋字塚田一二六二番一地内	前	一一・〇〇～一五・〇〇メートル
	後	一一・〇〇～一四・五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　道路の位置　縦覧場所
　道路の種類及び路線名　道路の位置　縦覧場所
　一般国道　五十七号　熊本県菊池郡菊陽町久保田地先から同県熊本市南区近見町地先まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　株式会社ＪＣＮくまもと　代表取締役社長　今井　達雄
　住所　熊本県熊本市中央区九品寺五丁目八番二号
三　他の管理者が行う管理の内容
　一般国道五十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道五十七号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
四　管理の期間　平成二十五年十一月十二日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第二百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号　九州地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　九州住宅保証株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	永江　崇彦

(2)　変更年月日　平成二十五年十二月十七日

○北海道開発局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

北海道開発局長　澤田　和宏

一 (一) 道路の種類　一般国道
　(二) 路線名　三十八号
　(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
芦別市野花南町一四三九番地先から同市芦別国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署三三五三林班地先まで	前	七・三〇～九・三四メートル
	後	七・七〇～九・三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二 (一) 道路の種類　一般国道
　(二) 路線名　二百二十九号
　(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道積丹郡積丹町大字西河町一番二地内	前	二三・三七～二三・六五メートル
	後	三〇・二四～三〇・六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部
三 (一) 道路の種類　一般国道
　(二) 路線名　二百三十三号
　(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
深川市音江町字広里三〇一番一から北海道雨竜郡秩父別町字秩父別二一〇三番一一〇まで	前	A 一三・六六～六一・〇〇メートル B・C 一一・七〇～一八七・〇〇 D 一一・九五～一一・六七五キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一三・六六～六一・〇〇メートル B・C 一一・七〇～一八七・〇〇 D 一一・九五～一一・六七五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部